

飲酒運転防止に向けた調査報告書

令和 8 年 3 月

関東トラック協会

はじめに

昨今、事業用トラックによる飲酒運転事故は増加傾向にあり、極めて憂慮すべき事態となっています。プロドライバーによる飲酒運転は、業界の社会的信頼を失墜させるだけでなく、荷主や社会との信頼関係を根底から崩壊させる「反社会的行為」であり、断じて許される行為ではありません。

多くのドライバーがエッセンシャルワーカーとしての使命感を持ち、日夜業務に邁進する一方で、一握りの心無い者による無責任な行為が業界全体に甚大な悪影響を及ぼしている状況です。各事業者は、不退転の決意で飲酒運転根絶の指導を徹底しなければなりません。

本書では、業界内外の多様な取組や支援事例を収集いたしました。事業者規模や状況により活用方法は異なると思いますが、各事業者において有用な事例を参照し、飲酒運転撲滅に向けた実効性のある対策の一助として積極的に活用していただきたいと存じます。

令和8年3月
関東トラック協会

事業者規模の定義

事例の活用や検討の参考として、本書での事業者規模を以下のとおり定義する。

区分	従業員数
小規模事業者	50人未満
中規模事業者	50人以上3,000人未満
大規模事業者	3,000人以上

「アルコール依存症」について

本報告書の調査過程において、多くの事業者等から共通して指摘された重要課題が「アルコール依存症」の存在です。かつての「慢性アルコール中毒」は、現在、精神および身体的な依存を主症状とする「アルコール依存症」という精神疾患として定義されています。報告書の各事例を参照するに際しては、「アルコール依存症」という疾患特性への理解を前提とした対策の構築が強く推奨されます。

背景と重要性

飲酒運転を「個人の資質や道徳心」の問題にのみ帰結させるのではなく、背景に潜む「健康障害」としての側面を正視する必要があります。行政や医療機関においても、飲酒運転防止指導とアルコール健康障害対策の連携が強く求められています。

事業者が認識すべき事項

「アルコール依存症」は、飲酒のコントロールが不能となる「脳の疾患」です。この状態にあるドライバーは、自律的な断酒が困難であるため、点呼等の従来の管理に加え、医学的なスクリーニングや外部専門機関との連携が不可欠な「組織的健康管理上の課題」と再認識することが必要です。

「点呼」の重要性について

本報告書の各事例において、飲酒運転防止の成否を分ける最大の鍵として共通して挙げられたのが「点呼」の徹底です。点呼は、事業用トラックの安全運行を支える根幹であり、飲酒運転を未然に防ぐための「最後の砦」とも言える極めて重要な業務です。単なる乗務前・乗務後の確認手続きではなく、運行管理者がドライバーの心身の健康状態や酒気帯びの有無を直接確認する、安全管理における最も実効性の高い場であることを再認識する必要があります。

特に、アルコールチェッカーによる数値的な確認に加え、対面での会話や表情の観察を点呼実施時に行うことが重要です。これにより、数値には表れにくい前日の飲酒の影響（残酒）や、依存症の兆候である体調の変化を敏感に察知することが可能となります。また、厳格な点呼の継続は、ドライバーに対して「プロとしての自覚」を再確認させると同時に、「不適切な状態での乗務は必ず露呈する」という強力な心理的抑止力としても機能します。

点呼を形骸化させず、一つひとつの確認を愚直かつ厳格に積み重ねていくことが、事業者全体の安全意識を律し、飲酒運転を絶対に許さない企業文化を醸成するための揺るぎない基盤となります。点呼の価値を正しく理解し、実効性のある管理体制を維持し続けることが、飲酒運転根絶への重要な取組です。

目次

1. 事業者事例

1－1. 事例番号1（トラック、中規模事業者）	7
1－2. 事例番号2（トラック、中規模事業者）	10
1－3. 事例番号3（トラック、小規模事業者）	12
1－4. 事例番号4（トラック、大規模事業者）	15
1－5. 事例番号5（バス、中規模事業者）	20
1－6. 事例番号6（ハイヤー・タクシー、中規模事業者）	22
1－7. 事例番号7（バス）	26
1－8. 事例番号8（トラック）	28

2. 産業医事例

2－1. 事例番号9	33
2－2. 事例番号10	36

3. 団体事例

3－1. 事例番号11（バス）	39
3－2. 事例番号12（ハイヤー・タクシー）	42
3－3. 事例番号13（トラック）	47
3－4. 事例番号14（トラック）	54
3－5. 事例番号15（トラック）	55

4. 支援団体事例

4－1. 事例番号16（車両全般）	57
-------------------------	----

5. その他事例

5－1. 事例番号17（車両全般）	69
5－2. 事例番号18（車両全般）	70
5－3. 事例番号19（車両全般）	74

1. 事業者事例

1-1. 事例番号 1

調査方法：ヒアリング

業種・事業概要

- 事業者名：A社
- ヒアリング対応者：経営幹部1名、品質管理室1名
- 業種・事業概要：
トラック
一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業
中規模事業者

取組の背景

- 飲酒運転防止の取組を開始したきっかけ
 - ・ 平成18年に同企業のグループにて飲酒運転による事故が発生したことが要因。
 - ・ 平成18年8月25日に福岡市で発生した「福岡海の中道大橋飲酒運転事故」後の法規制強化の流れの影響もある。
- 取組開始時の課題や問題
 - ・ 取組当初は意識改革が進まず、また徹底が至らずアルコール検査時にアルコール濃度が検出されたこともあった。
 - ・ 残アルコール成分の程度によって処分を行う基準（差）があってもよいのか、という議論があり、検討に検討を重ねた。

取組事例

- ・ 飲酒運転の危険性を認識させ、飲酒運転をしないことを約束させることを目的として、採用段階で誓約書を提出させている。
- ・ 飲酒運転を防止することを目的として、点呼時にアルコールチェッカーを用いて計測し、反応があった場合は15分ごとに3回計測を行い、連続2回クリアしなければ乗務できないルールを運用している。
※食事やアルコール消毒液等による反応も考慮した運用。
- ・ 法制度の変更等も踏まえ、社内規程、対応マニュアル等を整備し、丁寧な準備をしたうえで社内公開する（以前は紙媒体、現在はパソコン上の掲示板）ことで社内周知をしている。
- ・ 品質管理室が、春と秋に労使巡回・運営研修を各現場に対して行い、確認と指導を実施。

※過去の労使巡回・運営研修の際に、顧問（元警察関係者）が確認と指導を実施していた。

- 同社内の状況把握をシステムにより本社で一元管理。以下対応が可能となった。
 - アルコール濃度が検出された場合の確認。※検知されたら乗務できない。
 - 点呼実施状況の確認
 - アルコール検査結果数値の確認
 - 点呼時のカメラ撮影によるなりすまし防止（協力会社ドライバーも同様）
 - 労使委員会による監査
 - ドラレコのSDカード確認
- 社内でも飲酒運転防止対策と指導を可能にすることを目的として、平成26年から特定非営利活動法人ASKの教育プログラムを受講し、各拠点の管理者約100人がインストラクターの資格を取得している。
- ドライバーは採用後、自社開催の教育研修を受ける（座学含め17時間）。
※飲酒運転防止も含んだ安全運転に関する内容でドライバー安全教育として実施。
 - 研修の中で、飲酒状態体験ゴーグルの着用による飲酒状態の疑似体験を実施。
 - 研修のオープン化をしており、他社に活用してもらうこともある。

飲酒運転防止の実施体制

- 実施主体
品質管理室、人事部、運行管理者、経営層
- 支援
特定非営利活動法人ASK、顧問（元警察関係者）

産業医・医療機関・専門カウンセラーとの連携体制

- 産業医は拠点ごとに配置している。
- 飲酒習慣やアルコール依存症の悩みに対して本人から申し出があれば対応可能な体制。

アルコール依存症への対応

- アルコール依存症に限らない相談窓口の設置があり家族も相談できる仕組みになっている。品質管理室が担当している。
- アルコール依存症の疑いがある社員がいた場合の改善の働きかけは人事的な観点から難しいのが現状で、あくまで本人から申し出があった場合に対応することとしている。

- アルコール検査時にアルコール濃度が検出されることが複数回あった社員への対応として品質管理室と人事担当による面談や指導を実施。指導等により退職することもある。

飲酒運転等に関する処分や対応方針

- アルコール検査時にアルコール濃度が検出された場合、当日の乗務は禁止。その際は、管理者に対して検査結果数値画像をメールで送信・共有し、改善策を提示することが社内ルール。
- 以前は明確なルール化はされていなかったが現在は整備され、処分基準（謹慎、乗務手当カット）、常習性が見られる場合はドライバー業務以外への職種変更がある。昇格要件にも影響がある。
- 飲酒運転抑止の為、飲酒運転起因の処分に関する内容を、掲示板と社内報に掲載。

効果・成果

- 飲酒運転による事故は、ゼロを達成。
- 取組当初は意識改革が進まず、また徹底が至らずアルコール検査時にアルコール濃度が検出されたこともあったが、現在はゼロといえる。

業種・事業概要

- 事業者名：B社
- ヒアリング対応者：輸送部門担当経営幹部1名
- 業種・事業概要：
トラック
一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業
中規模事業者

取組の背景

- 飲酒運転防止の取組を開始したきっかけ（システム化を開始したきっかけ）
 - ・ 以前は管理者、ドライバー共に運転日報は手書きで実施していた。集約・確認・入力・保管業務に追われミスも発生し、また改ざん等も行える状態であった。業務負荷軽減を行うとともに状況の可視化、正確性の担保を目論み点呼システムの導入を行った。
- 取組開始時の課題や問題
 - ・ ドライバーのITリテラシーの低さもあり、「システム、機械」と聞くとあからさまに対応を回避しようとする状況であった。会社としてサポートを行い、説得しながら導入を進めていった。

取組事例

- ・ 点呼システム（全社共通運用）によるアルコール濃度が検出されたら乗務できない。
- ・ 日常からの声掛け（配車担当及び役員を含めた管理職による）による啓発活動。
- ・ ドライバーに限定した健康確認を実施（飲酒に関する内容に限らず、3年ごとの脳MRI、SAS（睡眠時無呼吸症候群）等の定期的な健康状態の確認を実施）。
- ・ 半年に1回研修会を実施。自動車メーカーから講師を招聘して研修を実施。安全、飲酒運転防止等の座学に加え、安全運転技術向上の指導も実施。
- ・ 毎年春と秋の2回、公益社団法人全日本トラック協会からの全国安全月間等の活動に合わせ、ポスター掲示等の啓発活動を積極的に実施。
- ・ 年1回以上、ドライバー経験者である監査員による巡回監査において安全運転指導を実施。

※取組事例は基本的に自社社員に対する内容となる。業務の大半を占めるパートナー企業のドライバーに関しては、集荷、納品に来る段階で既に車両を運転しているため、委託先

において適切な対応をしていることを前提としている。従って同社の取組をそのまま適用しているわけではない。

飲酒運転防止の実施体制

■ 実施主体

配車担当、管理者、監査員、経営層

■ 支援

グループ共通相談窓口、自動車メーカーからの講師

飲酒運転等に関する処分や対応方針

- 社内規程・ルールがあり、従業員全員に対する規程・ルールが存在している。仮に飲酒運転が発生した場合は、社内規程・ルールに従って対応する。
- アルコール検査時にアルコール濃度が検出されることが複数回あり、常習性がみられる場合はドライバー業務以外への職種変更（事務業務）を行うことがある。

効果・成果

- 飲酒運転が原因のインシデントの発生事例はなく、社員自身が意識を高く持ち、乗務前日は飲酒を控える。または酒席を早い時間で切り上げることを心がけている。日頃の声掛けが抑止力になっていると考えている。

業種・事業概要

事業者名：C社

■ ヒアリング対応者：経営幹部 1 名、現場担当者 1 名

■ 業種・事業概要：

トラック

一般貨物自動車運送事業

小規模事業者

取組の背景

■ 飲酒運転防止の取組を開始したきっかけ

- ・ 自社の事案ではないが、平成 11 年 11 月 28 日に発生した東名高速道路における飲酒運転トラックによる普通自動車衝突事故の映像を見て、取組を決意。

■ 取組開始時の課題や問題

- ・ 飲酒習慣のあるドライバーが多数いたため、アルコールが抜ける時間の単位換算表を用いて説明する等、理解を得るのに苦労した。

取組事例

- ・ ドライバー教育の一環として、アルコールが抜ける時間の単位換算表を用いて指導・周知をしている。
- ・ 日常的に飲酒過多の傾向があるドライバーへの指導として、乗務前日は飲酒しない、量を減らす、酒席を早く切り上げる等の意識付けを徹底。
- ・ 国土交通省が制定した「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、毎年 1 回は必ずアルコールの単位換算表を用いてドライバーに対する飲酒運転防止教育を実施している。
- ・ 教育状況を確認できるようにすることを目的として、乗務員教育記録をとっている。
※ 1
- ・ 社内啓発活動を目的として、トラック協会から配布されるポスターを事務所に掲示している。

飲酒運転防止の実施体制

■ 実施主体

現場の管理者、経営層

産業医・医療機関・専門カウンセラーとの連携体制

- 産業医は配置していない。
- 社員からの自己申告を受ける相談窓口は設置していないが、現場の管理者に対して飲酒習慣のある社員から相談を受けることがあり、その際は健康面を含め、飲酒量を減らし、酒席を早く切り上げる等の指導を行っている。

アルコール依存症への対応

- アルコール依存症に該当する社員がいないため、取組事例等の対応でカバーが出来ていると考える。

飲酒運転等に関する処分や対応方針

- 飲酒運転根絶を訴えるための標語「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」をルール化している。

効果・成果

- 飲酒量を減らす、酒席の頻度や曜日を考えて行動するドライバーが多くなった。配送業務も滞りなく行えている。ドライバーの健康面でも良くなったと考える。
- 過去の処分事例や乗務手当が支給されないことが飲酒運転防止の抑止力となっていると考える。

参考資料

※ 1 乗務員教育記録

乗務員教育記録					
会社名			営業所名		
実施期間	2025(令和7)年 月 日		開催場所		
時間	: ~ :				
実施者名			書記氏名		
テーマ					
指導教育の内容					
アルコール分20gはアルコール1単位と呼ばれています。アルコール1単位を含む酒類を飲むと体重にアルコールが残ります。飲酒の翌日でも、飲酒量や時間により体内にアルコールが残る事があり、その状態で運転すれば、飲酒運転になります。アルコール1単位→ビールだと500ml本・日本酒は1合・チューハイは350ml本・焼酎コップ半分の100mlで1単位です。 飲酒は、視力が低下し、視野が狭くなるため信号を見落としたり、計器類を見誤ったりする事、速度感覚が麻痺してスピードを出しすぎる事、反応時間が遅れたり、確かなハンドルやブレーキ操作が出来なくなる、気が大きくなって危険を危険と感じなくなり無謀な運転する、眠気が生じる等車の運転に非常に大きな影響を及ぼしますので、1口でも飲んだら絶対に運転はしないと心に留め置きましょう。					
感想（今後気をつけようと思ったこと等）					
出席者氏名					
備考			社長	運行管理者	整備管理者

出典：C社ヒアリング時提供資料

業種・事業概要

- 事業者名：D社
- ヒアリング対応者：自動車輸送管理者 1 名
- 業種・事業概要：
トラック
一般貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業
大規模事業者

取組の背景

- 飲酒運転防止の取組を開始したきっかけ
 - ・ 法令に従って会社として取組を実施。きっかけというよりは当たり前に対応すべき事項として対応した。

取組事例

- ・ アルコール検査の実施を標準化することを目的として、実施要領を作成し配備している。※1
- ・ IT点呼は、パソコンの画面上で対象の点呼者が実施したアルコール検査の結果を確認し、酒気帯びの有無について確認を実施。
- ・ 2地点間を定時で運行する場合での点呼の場合は、携帯用アルコールチェッカーとスマートフォンを使用して、アルコール検査を実施。携帯したアルコールチェッカーとスマートフォンによるIT点呼がシステムおよび通信の障害により実施できないときは、予備用に携帯したアルコールチェッカーによるアルコール検査を実施ができるよう徹底。※ドライバーに対して、社用スマートフォンを貸与している。
- ・ ドライバーの顔認証（生体認証）を行うため、なりすましが出来ない仕組み。測定結果を登録後に管理者が承認をする仕組みとなっている。
- ・ 使用方法の教育に活用することを目的として、IT点呼の点呼時操作マニュアルを完備している。
- ・ 紛失等を防止し資産管理を行うことを目的として、携帯用のアルコールチェッカーおよび対応するスマートフォンについて、使用する店所ごとの番号を割振り台帳管理を実施している。
- ・ 飲酒運転根絶に向けた取組として、運転免許証を所持している全従業員より、同意を得たうえで、「運転記録証明書」の取得を毎年実施。同意書および委任状を提出しな

い場合は、運転に関する安全の確保が担保できないため、ドライバー業務（連絡車・荷役車両含む）への従事およびマイカー通勤を一切禁止する措置がある。

- 運行管理者が定期的に現場で飲酒運転防止も含めた安全運転の確認と指導を実施。
- 安全運転のオペレーションシステムによる点数評価を実施。点数が悪い場合は指導が行われる。リアルタイムで管理しているため、急ブレーキ等の情報を直ぐに確認が可能である。
- 事故を惹起した場合は社内の安全研究会で議論され、事故災害システムに事例として掲載されるため社員は事例を確認できる。飲酒運転が原因の事故は発生していない。
- 社内報で事故発生事案の発信と共有を実施している。
- 注意喚起を目的として、安全強化月間等で飲酒運転防止の通達を実施している。※2
- 協力会社に対する品質対面確認の実施。確認内容は以下のとおり。
 - 酒気帯びの確認
 - 健康の状態
 - 免許の確認（表・裏確認）
 - 身だしなみ
 - 過積載防止の確認（オーダーに対する適合車両の有無確認）
- 運行管理規程が整備されており、この中で飲酒運転についてのルールも明確化されている。

飲酒運転防止の実施体制

■ 実施主体

支店長、運行管理者、人事部、経営層等

アルコール依存症への対応

- アルコール依存症に該当する社員がいない認識（少なくとも顕在化はしていない）。
- 産業医及び会社としての相談窓口や人事部が整備されているため、本人からの申し出があれば対応できる体制である。

飲酒運転等に関する処分や対応方針

- 点呼の際に、アルコール検査時にアルコール濃度が検出された場合、乗務不適格として乗務の中止を命じ、代替ドライバーの手配等、業務に支障のないよう必要な措置を取る。また、当該本人に対しては勤務に対する自己管理の不徹底に対し、支店長がヒアリングを行って嚴重に注意し、その内容によっては、必要な処置を講ずるルール。

- 仮にアルコール検査時にアルコール濃度が検出された場合、事業所からの退場を命ずる。その場合は欠勤扱いとなる。※通勤のため自家用車を運転する者は、退場の際は、公共交通機関を利用し退場するルール。
- アルコール検査時にアルコール濃度の検出があった日から6ヶ月以内に2回目の検出があった場合は、現場の管理者が支店長に報告し、支店長は懲戒委員会へ諮問することとなる。
- 飲酒運転が発生した場合は就業規則に基づき懲戒、解雇となる。実態としては発生していない。

効果・成果

- 飲酒運転が原因の事故は発生していない。
- ヒアリング時に回答いただいた管理者は、飲酒運転は絶対にしてはならないことをドライバーに継続的に伝えていくことが大切であり、粘り強く継続的な対応が効果に繋がっていると認識。

参考資料

※ 1 アルコール検査実施要項

アルコールチェック実施要領

アルコールチェック実施要領

1. 要領の指導

各支店の統括運行管理者に指名されたものが、本要領および使用する各機器に添付された取扱要領に従い実際に使用した後、運行管理者および補助者に対して本要領の指導を実施する。

2. 対象者

A. 事業用自動車を運転するもの

B. 連絡車およびフォークリフトを運転するもの

C. 通勤のため自家用車を運転するもの

3. 実施方法

1

出典：D 社ヒアリング時提供資料

※ 2 定期的な飲酒運転防止の取組についての通達例

宛 て 先			発 信 者
	☐ 〇〇		
件 名	飲酒運転根絶に向けた取組について		
記			
1. 目的 社会人として当然順守すべき事柄の中でも、特に運輸産業に従事する当社従業員が、公私において、万が一にも飲酒運転を発生させることのないよう、既の実施している「アルコールチェック」のほかに、「運転記録証明書による飲酒運転に関する違反記録の確認」を実施し、全社施策として、飲酒運転の根絶に向けた取組の強化を図るため。			
2. 実施内容			
1			

出典：D 社ヒアリング時提供資料

業種・事業概要

- 事業者名：E 社
- ヒアリング対応者：管理者 1 名
- 業種・事業概要：
バス

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業

中規模事業者

取組の背景

飲酒運転防止対策の実施を企業としての当然の責務であると認識しているため、飲酒運転防止の取組をした。

取組事例

- 貸切バスの場合は、遠隔点呼でアルコール検査の結果が通信できる機器と T V 電話を配備している
- 現実問題として、前日の酒が残る場合はあり得るが、アルコール検査時にアルコール濃度が検出された場合は乗せないというルールのため、飲酒運転という行為は発生しない。
- 管理者による抜き打ち検査はあるが飲酒に特化しているわけではない。接客状況や安全系（社内事故防止等）の検査が主目的。サービス向上等の評価にかかわるような覆面調査を行う場合もある。

運行形態の違いによる特徴

- 乗合バスの場合、アルコール検査時にアルコール濃度が検出された場合でも予備のドライバー（交代要員）がいる為、予備のドライバーが対応する。予備のドライバーがいない場合でも次のシフトのメンバーを前倒しで乗務させて調整を行う。それでも難しい場合は営業所長が対応するケースもある。
- 貸切バスの場合、遠隔点呼でアルコール検査時にアルコール濃度が検出された場合は、代わりのドライバーを手配するルール。遠方でドライバー派遣が難しい場合は、提携の事業者で対応することもある。仮にそのような事態になった場合は、ドライバー自体が顧客対応を行うことになるため、ドライバー自身も気を付けており、発生していないのが現状である（顧客対応や代わりのドライバー手配対応が抑止となっている）。

飲酒運転等に関する処分や対応方針

- 出社前に自宅でアルコールチェッカーによる検査をし、アルコール濃度が検出された場合は、出社をさせない仕組みをとっている。アルコールが検知された状態で出社するとペナルティ（減給や一定期間の稼働停止）のルールがある。
- 飲酒運転防止への協力を求めることを目的として、アルコール検査時にアルコール濃度が検出されることが多いドライバーの家族に対して、手紙を出した事例がある。

効果・成果

- 飲酒運転による事故は、発生していない。

業種・事業概要

- 事業者名：F 社
- ヒアリング対応者：管理担当幹部 1 名、安全推進担当 2 名
- 業種・事業概要：
ハイヤー・タクシー
一般乗用旅客自動車運送事業
中規模事業者

取組の背景

- 飲酒運転防止の取組を開始したきっかけ
 - 平成 23 年 5 月のアルコール検査義務化以前から簡易的なアルコールチェッカーでの確認を行っていた。義務化に伴い「アルコール運用管理規程」を定め、確認記録が残せるアルコールチェッカーを導入して運用を開始。
 - 取組当初は確認漏れの課題があり、苦労をした。

取組事例

- 乗務前と乗務後の対面によるアルコール検査を実施。この 2 回の実施がルール。乗務後のアルコール検査は、車両清掃等全ての業務が完了してから事務所での実施がルール。
- なりすましを防止することを目的として、運転免許証と連動し IC チップを読み込める仕様のアルコールチェッカーを導入している。
- 危険運転（わき見、居眠り等）を感知し自動録画することで、異常発生時の連絡および抑止力とすることを目的として、AI 機能を持つドライブレコーダーを全車に導入している。営業所で即時確認できる。異常発生時には本社メンバーにも連絡が入る仕組み。記録されているということが抑止にも繋がっていると考え。結果については 1 年間保存。
- 飲酒運転防止について特化した教育は行っていないが、通常の集合研修の際にニュース等になった飲酒運転事故について周知を行っている。
- 飲酒運転防止の啓発を目的として、各営業所にポスターを掲示している。
- 営業所内で主任運転手（ドライバーのリーダー）を認定して小チームを作り、チーム単位での自主的な安全活動を推進させている。主任運転手はチーム内での相談役やルール逸脱に関する監視役としての対応にあたっている。社長から任命し、手当も支給

している。主任運転手会議を実施し、各主任運転手からチームの状況を吸い上げている。

- 飲酒運転防止についての啓発活動を実施することを目的として、営業所での月1回の集合教育を行っている。アルコールの摂取単位等の議題については、飲料メーカーのアサヒホールディングスのホームページで掲載している適正飲酒に関する教育システムを活用。※1
- 会社としてアルコール類の会社への持ち込みは禁止。
- 飲酒運転の抑止力とすることを目的として、集団点呼の際にアルコール濃度が検出されると警報音が大音量で鳴り、違反が特定されてしまう仕組みを運用している。

飲酒運転防止の実施体制

■ 実施主体

安全推進担当、管理担当、現場管理者、主任運転手

産業医・医療機関・専門カウンセラーとの連携体制

- 産業医の配置はある。現在まで飲酒の課題やアルコール依存症の相談実績はないが、申し出があれば産業医面談が可能な体制。
- 24時間無料の健康相談ダイヤルの利用も可能。
- 健康診断上でのアルコール検査ポイントは特に無い。ストレスチェックのポイントはある。健康上で問題がある際は、特別点呼者として、点呼時の健康状態の確認や産業医との面談等の対応を行っている。

アルコール依存症への対応

- 社内通報制度で対応が可能。これまでアルコール依存症や飲酒の問題での通報実績は無い。

飲酒運転等に関する処分や対応方針

- 「運転者服務規程」の中でアルコール検査についてのルールが決められているが、飲酒運転について特化した規程は無い。
- 毎年ドライバーに配布している「運転者手帳」にはアルコール検査運用規程の記載があり、当該規程の説明も実施。
- 仮にアルコール検査を実施しないドライバーがいれば乗務させない。複数回、アルコール検査で反応がでれば自主退職の勧告を行うことがある。
- アルコール検査時にアルコール濃度が検出された場合、ドライバーから始末書を提出させるルール。

- 飲酒運転を防止することを目的として、アルコール依存症者は入社時に除外しており、入社後に複数回アルコール検査時にアルコール濃度の検出があったドライバーには自主退職を勧告している。

運行形態の違いによる特徴

- 勤務の特性上、乗務間隔が1日空くことがほとんどの為、アルコールが抜ける時間的余裕があり、業務特性上飲酒運転が発生し難いと考えている。

効果・成果

- アルコール検査を厳しく行っているため、飲酒運転の発生は無い。
- 継続的にやるべきことを実施することで発生を抑えられている。

参考資料

※1 アサヒホールディングスの適正飲酒に関する教育システム



出典：アサヒグループホールディングス、「人とお酒のイイ関係」.

<https://www.asahibeer.co.jp/csr/tekisei/>

1-7. 事例番号7

調査方法：セミナー参加

セミナー概要

- セミナー名：「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」
- 主催：国土交通省 物流・自動車局安全政策課
- 開催日時：令和8年2月3日（火）13：15～16：30
- 開催形式：対面（会場）及びWEB開催
- 講演テーマ：「安全への取組」について

業種・事業概要

- 業種・事業概要：

バス

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業

取組の背景

- 安全への取組を開始したきっかけ
 - 平成15年8月18日に東名高速下り線で発生した自社ドライバーによる飲酒運転事故が契機。
 - その事故の約1年前に他社で飲酒運転による事故が発生したものの、自社では発生しない事象であると考えており、同事象からその時点で学ぶことができていなかった。

取組事例

- 厳正な点呼の執行。
 - ドライバーと点呼執行者は乗務前・乗務後、相互に敬礼を実施。
 - 安全確認を目的として、勤務（出社）前の飲酒の有無、飲酒後経過時間・睡眠状況、体調等をドライバー自ら申告させている。
 - 点呼の役割と責任、重要性について理解させることを目的として、点呼執行者に対して指導教育を徹底している。
- 乗務検査の完全実施。
 - アルコールチェッカーによる検査を「乗務検査」として、出発及び帰着時の点呼業務の一環として位置づけ、例外なく完全実施させたうえ、その結果を点呼執行者が自ら視認する。

- アルコール検査時にアルコール濃度の検出が確認された場合は即刻乗務を禁止とするルール。
- ドライバーの宿泊所における飲酒厳禁、酒気帯び立ち入り厳禁の再徹底。
- 安全運転宣言の実施（乗務時にお客様に対して宣言を実施）。
- 点呼支援システムを配備し指静脈認証をしており、アルコール検査時にアルコール濃度が検出された場合は、次の操作に進めない仕様。社内の他システムと連携しており一元管理している。
- 過去の出来事を教訓として、今に活かされている技術やルールを学ぶことを目的として、2014年3月に「事故の歴史展示室」を栃木県佐野支店に開設している。
- 社員が安全について自立的に行動することを目的として、未然防止の活動と発生した原因を考える再発防止の活動を実施導入。

出典：国土交通省 物流・自動車局安全政策課、「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」

1－8．事例番号 8

調査方法：セミナー参加

- セミナー名：「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」
- 主催：国土交通省 物流・自動車局安全政策課
- 開催日時：令和8年2月3日（火）13：15～16：30
- 開催形式：対面（会場）及びWEB開催
- 講演テーマ：「飲酒事故防止の取組事例」について

業種・事業概要

- 業種・事業概要：
トラック
一般貨物自動車運送事業

取組事例

- ・ 対面点呼による乗務前と乗務後のアルコール検査を確実に実施。
- ・ 翌日にアルコールが残らないようにすることを目的として、乗務後点呼時に翌日の点呼時間から逆算して、帰社後の飲酒量（単位）を日々確認し合う取組を実施している。
- ・ 休日明けの点呼時と週末の点呼時のアルコール検査時にアルコール濃度が検出されるドライバーが年に数件発生する為、管理者からの声掛けを強化。
- ・ 班という小チームを組織し、月1回開催の班会議で飲酒運転防止教育と防止活動を実施。班長が議事録を作成し全拠点で内容を共有。
- ・ 内部と外部のマニュアルを活用し、アルコールの1単位についての教育・血中濃度の教育を実施。国土交通省による「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」も活用。※1
- ・ 飲酒運転の危険性の理解の向上を目的として、VR機器を使った疑似飲酒運転体験の実施。
- ・ 飲酒運転の危険性を認識してもらうことを目的として、ドライバーによる事故啓発動画（被害者の声・加害者の声）の視聴を実施。入社研修時と定期的なタイミングで実施。
- ・ 飲酒運転防止に対する意識の向上を目的として、全ドライバー対象の安全講習会を年1回、役職者対象のリーダー研修を年2回開催している。
- ・ 外部講師による飲酒講習会の定期開催（遠方の営業所はオンライン受講が可能）。

- 飲酒運転防止や品質に関する現場意識レベルの向上を図ることを目的として、パートナー企業との安全会議を年1回開催している。
- 全営業所に「飲酒運転禁止」等のポスターで啓発活動。
- 社内報による飲酒運転防止の啓発活動を実施。家族に対しても飲酒運転防止への理解を深めてもらうことを目的として、給与明細に社内報を同封している。

効果・成果

- 飲酒運転を起因とする違反件数や事故件数は創業以来ゼロ。
- I C T機器導入により点呼の質が向上。

出典：国土交通省 物流・自動車局安全政策課、「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」

参考資料

※1 自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル



出典：国土交通省. 「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」.
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/drunck_driving_prevention_manual.pdf

2. 産業医事例

2-1. 事例番号9

調査方法：ヒアリング

業種・事業概要

- ヒアリング対応者：事業会社担当産業医1名

産業医としての取組事例等

- 相談を受ける仕組みや対応内容
 - あくまで本人からの申し出があれば、飲酒習慣に限らず健康に関しての産業医への相談は可能。
 - 担当している企業の衛生委員会に参加する際に飲酒運転について議題があがれば話すことがある。
- 健康診断や問診での飲酒習慣把握方法
 - 健康診断による飲酒習慣の把握は対応した事例が無い。しかし、問診には飲酒習慣の項目もあるのでプライバシーの観点を考慮確認したうえで使用に問題なければドライバー業務との関連性についても対応できる可能性はある。
- アルコール依存症や飲酒過多の兆候を把握するための観察ポイント
 - 普段の素行やアルコール臭等がまず初めのポイントとなる。アルコール依存症の疑いを早期に特定することを目的として、企業によっては健診時にチェックシート(AUDIT)を活用している。

AUDIT について

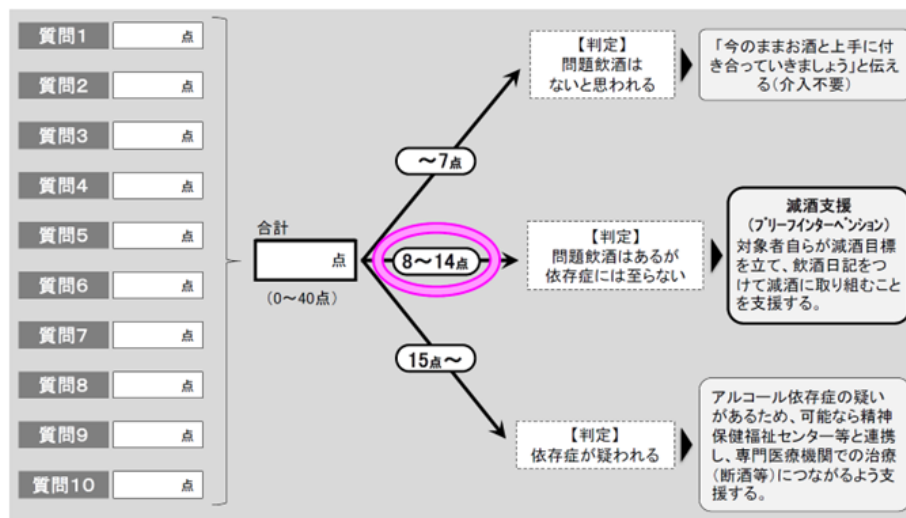
WHO（世界保健機関）が開発した国際的なスクリーニングテスト「AUDIT」の構成内容。飲酒習慣を客観的に評価し、『危険な飲酒(予備軍)』から『アルコール依存症』の疑いまでを早期に特定することを目的として、AUDIT（アルコール使用障害特定テスト）を活用している。

以下のURLを合わせて参照されたい。

- WHO（世界保健機関）：AUDIT公式マニュアル（日本語版）
<https://iris.who.int/server/api/core/bitstreams/1325e243-4ccf-460e-975b-92b56035338c/content>
- 国立病院機構久里浜医療センター「AUDIT（Alcohol Use Disorders Identification Test）」
<https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/audit.html>

1. あなたはアルコール含有飲料をどのくらいの頻度で飲みますか？
0. 飲まない 1. 1カ月に1度以下 2. 1カ月に2～4度 3. 1週に2～3度 4. 1週に4度以上
2. 飲酒するときには通常どのくらいの量を飲みますか？
0. 1～2ドリンク 1. 3～4ドリンク 2. 5～6ドリンク 3. 7～9ドリンク 4. 10ドリンク以上
3. 1度に6ドリンク以上飲酒することがどのくらいの頻度でありますか？
0. ない 1. 1カ月に1度未満 2. 1カ月に1度 3. 1週に1度 4. 毎日あるいはほとんど毎日
4. 過去1年間に、飲み始めると止められなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？
0. ない 1. 1カ月に1度未満 2. 1カ月に1度 3. 1週に1度 4. 毎日あるいはほとんど毎日
5. 過去1年間に、普通だと思えることを飲酒していたためにできなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？
0. ない 1. 1カ月に1度未満 2. 1カ月に1度 3. 1週に1度 4. 毎日あるいはほとんど毎日
6. 過去1年間に、深酒の後体調を整えるために、朝迎え酒をせねばならなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？
0. ない 1. 1カ月に1度未満 2. 1カ月に1度 3. 1週に1度 4. 毎日あるいはほとんど毎日
7. 過去1年間に、飲酒後罪悪感や自責の念にかられたことが、どのくらいの頻度でありましたか？
0. ない 1. 1カ月に1度未満 2. 1カ月に1度 3. 1週に1度 4. 毎日あるいはほとんど毎日
8. 過去1年間に、飲酒のため前夜の出来事を思い出せなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？
0. ない 1. 1カ月に1度未満 2. 1カ月に1度 3. 1週に1度 4. 毎日あるいはほとんど毎日
9. あなたの飲酒のために、あなた自身か他の誰かがけがをしたことがありますか？
0. ない 2. あるが、過去1年にはなし 4. 過去1年間にあり
10. 肉親や親戚、友人、医師、あるいは他の健康管理にたずさわる人が、あなたの飲酒について心配したり、飲酒量を減らすように勧めたりしたことがありますか？
0. ない 2. あるが、過去1年にはなし 4. 過去1年間にあり

特定保健指導におけるAUDITの判定方法



出典：国立病院機構久里浜医療センターHP.
「AUDIT (Alcohol Use Disorders Identification Test)」.
<https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/audit.html>

担当企業の取組事例

- 担当企業においては法令による安全運転管理者を選任し規程等の周知を行っていた。
- 担当企業では運転前後においてのアルコール検査の実施割合等を各課別に分けて衛生委員会時に報告し課別の実施率等分析をしていた。
- 安全運転の確保を目的として、ドライバーには安全運転研修を必須で受講させ、外部委託のドライバーにも講習を実施していた。
- アルコール検査時にアルコール濃度が検出される場合には、事業者は対象ドライバーの乗務を停止させる措置を講じている。

課題に感じる点と改善提案

- ドライバー業務においては飲酒に限らず多くの因子が事故につながることを前提に運行管理を徹底していかなければならないと考える。ただし、各社の管理体制にはばらつきがあるのも現状なので、全社的な徹底は難しいことだと実感する。しかしながら少なくとも、飲酒状況・服薬状況・当日の体調・血圧・睡眠時無呼吸症候群の有無等多くの因子を可能な範囲で会社が把握し、安全なドライバー業務を行うことが大切と考える。

業種・事業概要

- ヒアリング対応者：事業会社担当産業医 1 名

産業医としての取組事例等

- 従業員の健康管理と職場環境の改善を目的として以下の対応を実施。
 - 従業員の健康管理を目的として、健康診断結果の確認・指導を行っている。
 - 作業環境や安全衛生管理状況の確認を目的として、職場巡視を行っている
 - 従業員の健康管理を目的として、長時間労働者への面接指導を行っている。
 - メンタルヘルス対応を目的として、相談対応等を行っている。
 - 職場の安全衛生管理に貢献することを目的として、安全衛生委員会へ参加している。
- 健康管理業務として、本人から飲酒習慣やアルコール依存に関する相談を受けることは可能だが、飲酒習慣やアルコール依存に関する相談を受けたことはない。
- 健康診断結果の肝機能に関連する数値（ γ -G T P）が基準外の従業員に対して、飲酒を控える等の指導は行う。
- 参加している安全衛生委員会で飲酒運転防止等の議題があがった際に話すことはある。
- 飲酒習慣の相談は産業医よりは人事や現場の管理者への相談があると聞いている。

3. 团体事例

3-1. 事例番号 11

調査方法：ヒアリング

業種・団体概要

- 団体名：一般社団法人東京バス協会
- ヒアリング対応者：3名
- 業種：バス

基本方針や規程

- ・ 国土交通省「事業用自動車総合安全プラン2025」
- ・ 公益社団法人日本バス協会「飲酒運転防止対策マニュアル」。この対策マニュアルの徹底的な実施を推進している。※1

取組の背景

- ・ 平成18年8月25日に福岡市で発生した「福岡海の中道大橋飲酒運転事故」が飲酒運転防止への取組強化の発端となった。
- ・ 取組当初は、ドライバーの意識を変えることに非常に苦労したと聞く。なかには厳しすぎる基準の導入と感じて退職を選択するドライバーもいたと聞く。

取組事例

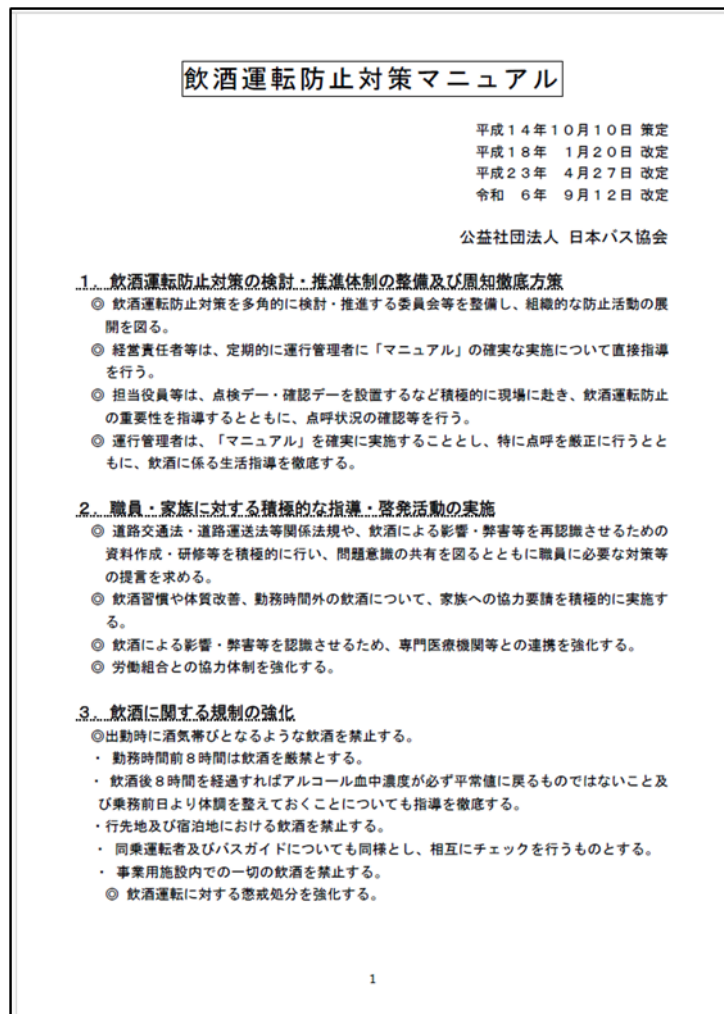
- ・ 会員事業者を集めて講和や安全講習等を年間3回実施。※飲酒運転防止は重点項目として取組をしている。
- ・ 飲酒に関わる内容で協会として推奨している医療機関は、アルコール依存症を専門に対応している国立病院機構久里浜医療センターである。
- ・ 特定非営利活動法人ASKとは、研修に会員事業者を参加させる等、かなり以前から接点があった。かつて飲酒運転防止の取組を始めるにあたり、ASKが提供する仕組みや方法論に関して支援を得ることを目的として、インストラクターの方に支援を要請した。
- ・ 安全運転全般の取組として、公益社団法人日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定取得を入札要件とする企業等があることから、本評価制度の認定を積極的に受けている会員事業者がある。
- ・ 年2回の健康診断を実施している会員事業者もある。健康診断結果から健康要注意者については点呼簿にもその旨を表記する。健康にはかなり留意をしており、点呼時に運行管理者がこのポイントを注意するようにしている。SAS、脳ドック等の検査奨励、補助を行っている会員事業者が多いと聞いている
- ・ 当たり前に確実に実行しなければならない事項と考えているため、協会としてアルコールチェッカーの購入・導入の補助金制度は設けていない。

飲酒運転事故ゼロ要因

- バスのドライバーは乗客の命を預かり、接客も行うため、人間性も採用時の重要なポイントとなることが考えられる。
- お客様から見られているという心理的な要因もある。また飲酒をしていなくても、飲酒の疑念がある旨を乗客から通報されるケースもあり、常に緊張感がある。

参考資料

※ 1 飲酒運転防止対策マニュアル



4. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握

- ① 管理者による個別面談を定期的に実施する。また、健康診断結果による肝機能の状況や風評等を積極的に活用し、運転者個々の飲酒実態を把握する。
- ② 運転記録証明書を実態把握に積極的に活用する。
- ③ 飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに、専門医によるカウンセリング、治療等適切な処置を講じる。

5. 厳正な点呼及び飲酒チェックの実施

- ① アルコール検知器を営業所ごとに導入し、厳正な点呼に使用する。
- ② アルコール検知器が常時有効に保持されるよう、故障の有無を日常的に確認する。また、点呼簿に、アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存する。但し、貸切バスについては電子ファイルで3年間保存し、次の項目も実施する。
 - ・点呼状況を動画（映像・音声）で撮影し90日間保存
 - ・アルコールチェック状況を撮影し90日間保存
- ③ アルコール検知器については、正確さを期するため、吹き込みタイプ（ストロー式、マウスピース式）で、測定結果が数値表示される機器を使用することが望ましい。
- ④ 出庫時（中休後の出庫も含む。）・帰庫時の点呼を電話で行うことは許されず、夜間・早朝においても対面によるアルコール検知器を用いた点呼を確実に実施して飲酒の有無を確認する。但し、旅客ＩＴ点呼や遠隔点呼、自動点呼による点呼の場合は除く。
- ⑤ 点呼内容を充実・強化する。
 - ・点呼執行者と運転者との物理的距離（起立位置・足型表示等）の見直しを行い、呼吸確認の容易化を図る。
 - ・勤務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を、運転者から自発的な報告が行われるよう徹底する。
- ⑥ 点呼の執行体制を強化する。
 - ・配車掛等との連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
 - ・管理者による立会い点呼を定期的に実施する。
 - ・室内の照明等、適正な点呼執行場所を確保する。
- ⑦ 酒気が残存する運転者に対しては、乗務禁止命令を厳正に行う。

6. 対面点呼が行えない場合の飲酒チェックの実施

- ① 路線バスが無人車庫等運行管理者による対面点呼を行えない場所から出発する場合にあっては、携帯テレビ電話等とアラーム付アルコール検知器を併用して警告音と目視による確認を行うなど、チェック漏れのないようにする。
- ② 貸切バスが行先地の宿泊場所等運行管理者による対面点呼を行えない場所から出発する場合にあっては、点呼時における点呼執行者と運転者の双方のやり取りを録音し、運転者のアルコールチェック時の顔写真とともに90日間保存すること。
- ③ 都市間高速バスについては、出庫時・帰庫時のほか、中間地点における運転者交代時等にアルコール検知器を用いて随時チェックを実施する。
- ④ 管理者による抜き打ち派乗を定期的に実施する。

3-2. 事例番号 12

調査方法：ヒアリング

業種・団体概要

- 団体名：一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
- ヒアリング対応者：2名
- 業種：ハイヤー・タクシー

基本方針や規程

- ・ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会「飲酒運転防止対策ガイドライン」※1
- ・ 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会「東京のハイタク事業における総合安全プラン 2025」※2
- ・ 飲酒運転防止に関する規程は特に無いが、ガイドラインやプランに基づいて活動。

取組の背景

- ・ 2000年代半ば以降の重大事故とそれに伴う法改正に従い、飲酒運転防止の取組を強化していった。事業用自動車における飲酒運転ゼロの目標を掲げており、当該目標達成に向け、飲酒運転防止のための取組を継続的に実施。

取組事例

- ・ 地道な活動だが、会員事業者の事故防止（一般事故含め）を担当している管理者向けに年2回（春・秋）講習会を実施。
- ・ ドライバー向けに事故防止を呼びかけることを目的として、都内 JR 各駅タクシー乗り場でチラシ配布を実施している。
- ・ 飲酒運転防止に限らず、警視庁から通達があった場合は会員事業者に通達内容の周知徹底をしている。
- ・ 事故共有や安全運転の啓発、注意喚起を目的として、LINE 公式アカウントを立ち上げ、1万人程度のドライバーに会員になってもらい、情報発信を行っている。
- ・ 優良事業者向け評価制度を導入しており、これに認定されると優良タクシー乗り場への入構が可能となり、事業者にとってもメリットのある仕組みとなっている。
- ・ 自動車事故の発生防止およびその被害者への援護を主な目的とした外部団体によるセミナーを開催。事業者は、参加することにより優良事業者向け評価制度上の加点となる。
- ・ 自動点呼ロボットを導入している事業者もあると聞いている。※3

- タクシーの日（8月5日）に一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会と共同で一般向け公開イベントを開催。イベント内では交通事故防止委員会が飲酒運転防止のアルコール検査の様子や健康状態確認の点呼の様子をパネルにして啓発を実施。※4
- 飲酒の疑いに限らず、体調（健康状態）について管理者はかなり注意深く確認している。この確認の中で違和感があれば、乗車をさせないと聞いている。
- 飲酒の疑いがある場合は乗務させず、交代させる運用ルール。
- 飲酒運転防止に限らずではあるが、無事故無違反を推進することを目的として、セーフティードライバーコンテストというイベントを実施している。警視庁が主導の取組である。優秀な事業者は警視庁からの表彰や当協会からの粗品の贈呈も行っている。
- 各会員事業者は、飲酒運転防止の取組は重点的かつ地道に実施している現状と認識している
- 飲酒運転防止に関して、当協会として予算立てや補助金給付は行っていない。健康管理に関する機器、点呼ロボ等、国の補助金に関する情報は当協会から会員事業者へ速やかに情報展開するようにしている。

効果・成果

- 継続的な活動の成果で飲酒に起因する事故は実際にゼロを継続している。また薬物起因による事故もゼロの実績である。

飲酒運転事故ゼロ要因

- お客様の命を預かり、接客も行うという、人との接点がある業務形態による要因があると考ええる。
- タクシー業界は営業所に代わりとなるドライバーがいる業務形態である。そのため、交代等が可能なことも要因の一つと考える。
- 乗務させない場合でも事業にあまり影響が出にくい事業形態。そのため、厳密に乗務禁止の指示出しが可能。
- タクシー業界は夜勤という勤務体系があるため、営業所に管理者が常駐し、点呼が乗務前と乗務後で必ずできる業態。
- 飲酒運転起因の事故が発生した場合の行政処分（営業停止）を会員事業者はとても気にしており、抑止になっている。
- 警視庁経由で事故についての一報が協会に入るケースは多くはないが時々ある。内容によっては協会側で事故状況や事故原因等を調査（事業者ヒアリング等）し、再発防止に取り組むこともある。

参考資料

※1 飲酒運転防止対策ガイドライン

飲酒運転防止対策ガイドライン

～飲酒運転根絶に向けて～

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
令和元年5月8日制定

1. 職員・家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施
 - (1) 道路交通法・道路運送法等関係法令や、飲酒による影響・弊害等を再認識させるための資料作成・研修等を積極的に行い、飲酒に関する問題意識の共有を図る。
 - (2) 節度ある適度な飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の深酒の防止等について、家族等への協力要請を積極的に実施する。
2. 飲酒に関する規制の強化
 - (1) 勤務に支障を及ぼすおそれのあるような飲酒を禁止する。
 - ア 始業時間前8時間は飲酒を禁止する。
 - イ 飲酒後8時間を経過すれば、アルコール血中濃度が必ずしも平常値に戻ることではないことの指導を徹底する。
 - ウ 勤務中の休憩時・帰庫途中における飲酒を禁止する。
 - エ 事業用施設内での一切の酒類の販売及び飲酒を禁止する。
 - (2) 社内規定等の見直しを行い、飲酒運転に対する懲戒処分を強化する。
3. 乗務員の飲酒状況等に係る実態の把握
 - (1) 個別面談、自己申告等により個々の乗務員の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果による肝機能の状況等も参考にする。
 - (2) 乗務員本人の了解のもとに運転記録証明書年1回取得して、飲酒運転の違反経歴が新たに発見された乗務員に対しては、社内の規定に基づく処分を行うとともに、厳正な指導を行う。
 - (3) 飲酒傾向に問題がある乗務員を把握した場合は、社内規定に基づき乗務停止等の措置を行うとともに、専門医によるカウンセリング等を受けさせる適切な措置を講じる。
4. 厳正な点呼の実施
 - (1) 出庫時・帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施して、乗務員の酒気帯びの有無を報告させるとともに、アルコール検知器を用いて確認する。
 - (2) 点呼内容を充実・強化する。
 - ア 点呼執行者と乗務員との物理的距離(起立位置・足形表示等)の見直しを行い、呼吸確認の容易化を図る。
 - イ 勤務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を、乗務員から自発的な報告が行われるよう環境の改善をする。
 - (3) 点呼の執行体制を強化する。

出典：一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会ヒアリング時提供資料

※2 東京のハイタク事業における総合安全プラン2025

交通事故防止対策

◆ ハイヤー・タクシーの交通事故防止対策

法人タクシー各社においては春・秋の全国交通安全運動、セーフティドライブ・コンテスト、夏季及び年末・年始の輸送安全総点検運動、交通事故ゼロの日運動、夏季の交通事故をゼロにする運動、「たくさんの笑顔が走る首都東京」「世界の交通安全都市TOKYOを目指して」「事故防止、心でやろう大作戦」「正しいシートベルトの着用」などの運動を推進するとともに、春・秋の事故防止責任者講習会等の開催及び毎月5日を「タクシー事故ゼロの日」として定め、ポスター・ステッカー等を通じ事故防止の徹底に努めています。

◆ 交通事故削減目標

国土交通省で定められた「**事業用自動車総合安全プラン2025**」により、東京のタクシー業界は「東京のハイタク事業における総合安全プラン2025」を策定し、2025年までに削減目標達成に向けた対策に取り組んでいます。

目 標

- ①死者数(一当) **[ゼロ]**
- ②飲酒運転 **[ゼロ]**
- ③覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転 **[ゼロ]**
- ④2025年までに重傷者数(一当) **[55人以下]**
- ⑤2025年までに人身事故件数(一当) **[1,500件以下]**
- ⑥2025年までに出会い頭衝突事故件数(一当) **[200件以下]**

②飲酒運転ゼロを目標としている

出典：一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 HP.「活動内容」.
<https://taxi-tokyo.or.jp/assets/pdf/datalibrary/hakusyo2025all.pdf#page=29>

※3 自動点呼ロボットイメージ



出典：一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 HP.「活動内容」.
<https://taxi-tokyo.or.jp/assets/pdf/datalibrary/hakusyo2025all.pdf#page=29>

※4 タクシーの日に開催の一般向け公開イベント



タクシーの日（8月5日）において、交通事故防止委員会の展示ブースで自動点呼ロボットを展示

出典：一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 HP.「協会広報の主な活動」.
<https://taxi-tokyo.or.jp/assets/pdf/datalibrary/hakusyo2025all.pdf#page=31>

業種・団体概要

- 団体名：一般社団法人千葉県トラック協会
- ヒアリング対応者：3名
- 業種：トラック

基本方針や規程

- ・ 千葉県「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」
- ・ 千葉県「千葉県飲酒運転根絶計画」

取組の背景

- ・ 令和3年6月28日、千葉県八街市内において、下校途中の児童の列に飲酒運転のトラックが衝突し、5名の児童が死傷するという交通事故が発生した。この交通事故を契機として、県、県民、事業者、各種団体が一体となって、飲酒運転の根絶に取り組むことになった。

取組事例

- ・ 一般社団法人千葉県トラック協会の取組を説明し、意見交換を実施することを目的として、千葉県飲酒運転根絶連絡協議会へ参加している。※1
- ・ 飲酒運転の危険性を周知することを目的として、一般社団法人千葉県トラック協会独自の『ドラレコ映像から考える飲酒運転の危険性』を作成し、DVD貸出とYouTubeでの公開を行っている。DVDは5部構成で①飲酒運転の危険性、②残酒による注意点、③被害者遺族のドキュメント、④大切な人の命を守る運転、⑤事故の大小。※2
- ・ DVD聴講のドライバーにアンケートを実施し、コンテンツの更新に活用している。※3
- ・ 県くらし安全課を通じて県民へのDVD貸出を目的として、現在6種50本のDVDを県庁の安全課へ寄贈。
- ・ 飲酒運転防止の啓発を目的として、交通死亡事故受刑者の手記「贖いの日々」を会員事業者に配布している。※4
- ・ 飲酒運転根絶を宣言することを目的として、交通事故・労働災害防止大会におけるシュプレヒコール（宣言）を実施している。
- ・ 交通事故・労働災害防止大会におけるスローガン（飲酒運転根絶を含む）のミニのぼり等を作成して会員事業者に配布している。※5
- ・ 無事故無違反を目指すことを目的として、セーフティドライバーズ千葉を実施している。1. 3万人程の参加者規模。※6

- アルコールチェッカー導入助成を実施している。
- 飲酒運転防止の啓発を目的として、「飲酒運転 No！ポスター」を配布し会員事業者で継続掲示している。※7
- 事業者とドライバー以外に一般社会で飲酒運転撲滅に関心を持ってもらうことを目的として、トラックバージョンの VR を制作し、イベントで活用している。飲酒だけに限らず様々な事故体験の体感が可能。
- DVD の視聴機会を提供することを目的として、一般社団法人千葉県トラック協会事務所受付横に視聴覚コーナーを設けている。
- 飲酒事故関連の事故情報を会員事業者に対して共有することを目的として、他県で飲酒事故が発生すると情報共有を行っている。

取組に対しての工夫

- 協会作成 DVD は、当初は全然借りられなかった。視聴件数・貸出件数を大幅に上昇させることを目的として、DVD の作成頻度を上げ、YouTube でも視聴可能にする取組を行っている。
- 効果的な DVD 作成を目的として、交通対策アドバイザーの上西一美氏に協力を要請し、DVD 作成を行っている。DVD 作成だけでなく会員事業者向けセミナーなどの講演等も実施している。
- セーフティドライバーズ千葉への参加費（会員事業者）は一般社団法人千葉県トラック協会が助成している。実施期間は 6 ヶ月間。
- とにかく地道に活動を継続しており、これまでの施策も含めて繰り返し対応をしていることが大切。

※ 1 千葉県飲酒運転根絶連絡協議会

- ・ 令和4年1月25日県庁において発足し初会合が開かれた。
- ・ 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が令和8年1月1日から施行。
- ・ この条例の16条に千葉県飲酒運転根絶連絡協議会を置くことが定められている。
- ・ 一般社団法人千葉県トラック協会もメンバーとして参画。

※ 2 ドラレコ映像から考える飲酒運転の危険性 DVD 貸出と YOUTUBE

一般社団法人千葉県トラック協会独自の作成動画一覧

交通事故防止情報
～ドラレコ映像を活用した動画の作成、YouTube 配信と DVD の貸出しについて～
ドラレコ映像から考える道路状況に応じた速度について

ドラレコ映像を活用した上西一英交通対策アドバイザー解説による「ドラレコ映像から考える道路状況に応じた速度について」を作成し、DVD の貸出と YouTube でも公開をいたしました。ドラレコ映像を見て3つ以上の危険を想定して危険予知トレーニングして、センターラインの色や標識の意味を考えてみてください。

来年9月から生活道路における法定速度が変わります。そこで今回は、センターラインなどから速度を測るポイントをこの「ドラレコ映像から考える道路状況に応じた速度について」で考えていきたいと思います。

【第17弾】ドラレコ映像から考える道路状況に応じた速度について (12分29秒)

NEW



https://youtube/VsGaV6494_k

↓↓ ↓ ↓ ↓ すでに公開いたしました第1弾～第16弾
交通対策アドバイザーへのご相談は、協会ホームページ交通対策アドバイザー特設ページを活用ください

【第16弾】 (10分45秒) ドラレコ映像から考える車間距離について https://youtube/bVxg9-vGskY		
【第15弾】 (12分22秒) ドラレコ映像から考えるヒューマンエラーの危険性 https://www.youtube.com/watch?v=imp499t4ZLXg		
【第14弾】 (13分22秒) ドラレコ映像から考える子供との事故のリスクについて https://www.youtube.com/watch?v=84p6Pv8TJho		
【第13弾】 (19:17) ドラレコ映像から考えるあおり運転と車間距離の関係性について https://youtube/Jz2x6QyNe_U		
【第12弾】 (13:39) ドラレコ映像から考えるタイヤの脱輪事故 https://youtube/vrhvGH000Q		

【第11弾】 (18:18) 何文の低いVIO像者に対する交通事故防止 https://youtube/pF9QsgkE99A		
【第10弾】 (9:33) 「ドラレコ映像から考える視覚的危険性」とは https://youtube/g2cmvzhonLY		
【第9弾】 (9:16) 「ドラレコ映像から考える自転車との接触事故について」 https://www.youtube.com/watch?v=b7f-6v794M		
【第8弾】 (10:25) 「ドラレコ映像から考える雨天時の走行について」 https://www.youtube.com/watch?v=5kPAnTn7M		
【第7弾】 (15:50) 運転者意識から考える「事故のリスクが上がる」 雨前と雨後のタイミングが狂うと事故のリスクが上がる https://www.youtube.com/watch?v=5kCqnN9s1bA		
【第6弾】 (14:56) ドラレコ映像から考える「夜間運転の危険性」 https://www.youtube.com/watch?v=BzE3V5vTa3Q		
【第5弾】 (31:23) ドラレコ映像から考える「飲酒運転の危険性」 https://www.youtube.com/watch?v=H4PM1V9e9RY		
【第4弾】 ① (7:57) ② (10:08) 計 (18:05) ドラレコ映像から考える「薄暮時の危険性」 https://www.youtube.com/watch?v=47TYGQ3G9Q https://www.youtube.com/watch?v=AozxQxUJc		
【第3弾】 (18:32) ドラレコ映像から考える「ゼブラ・ストップ」 https://www.youtube.com/watch?v=vL9PTASRQ		
【第2弾】 (16:35) ドラレコ映像から考える高齢者 https://www.youtube.com/watch?v=EPwKv6UyH4O		
【第1弾】 (18:00) ドラレコ映像から考えるお祭り事故 https://www.youtube.com/watch?v=XuAN6pOC9Bc		

出典：一般社団法人千葉県トラック協会ヒアリング時提供資料

※ 3 ドラレコ映像から考える飲酒運転の危険性 DVD を視聴したドライバーからの感想（一部抜粋）

56歳 男性	飲酒運転は事故率をあげるの、引き続き「飲んだら乗るな」を徹底しようと思いました。また残酒にならない様に気を付けます。
57歳 女性	自分だけでなく相手の家族や自分の家族に迷惑が掛かってしまい、又死亡事故に繋がるので、運転をする前日は飲酒を控えたいと思いました。
37歳 男性	- プロドライバーとして責任を持ってハンドルを握っているの、飲酒運転は絶対にしてはならないと思います。 - ドキュメンタリーでも飲酒運転は殺人行為と言っていたが、その通りだと思いました。
52歳 女性	- 当日飲酒していなくても前日からの残酒で事故が起こることがある。 - 残された家族が大変な思いをすることをきちんと考える。ハンドルを握る責任を忘れない。
51歳 男性	- 飲酒運転による事故の死亡率は平常時の9倍。 - 飲酒により睡眠の質は悪くなる。運転の質を高めることが大事。
48歳 男性	飲酒運転の危険性を理解しました。残酒があるので仕事の前日は飲まない。

出典：一般社団法人千葉県トラック協会ヒアリング時提供資料

※ 4 交通死亡事故受刑者の懺悔の手記「贖いの日々」



- 飲酒運転事案を含む交通死亡事故受刑者の手記を一般社団法人千葉県トラック協会が配布。
- 昭和47年の創刊以来、60集を数えている。
- 60集は、飲酒運転5作の構成。

【内容】

1. 「未必の故意」（居眠り運転）
2. 「殺意なき殺人」（スピード運転）
3. 「誤った責任感の末に」（免許失効 無免許運転）
4. 「運転者の責任」（タブレット操作）
5. 「交通殺人」（スピード ひき逃げ）
6. 「罪」（飲酒 ひき逃げ）
7. 「自分本位な考えの結果」（飲酒運転）
8. 「事件の重み」（8時間飲酒）
9. 「戻せない時」（飲酒 居眠り）
10. 「人殺し」（飲酒後 短時間仮眠）

※「贖いの日々」の編集発行は、一般財団法人東京都交通安全協会。

出典：一般社団法人千葉県トラック協会ヒアリング時提供資料

出典：一般財団法人東京都交通安全協会 HP.「広報誌」.

https://www.tou-an-kyo.or.jp/kouhoushi_aganai/list.html

※ 5 交通事故・労働災害防止大会におけるスローガン（飲酒運転根絶を含む）のミニのぼり等

■ ミニのぼり



■ のぼり



■ マグネット



- 一般社団法人千葉県トラック協会が作成したミニのぼり、のぼり、マグネット。
- ミニのぼりに関しては、テーマが6個程あり、内容をそれぞれ確認してもらえるように毎月1個ずつ配布する等工夫をしている。

出典：一般社団法人千葉県トラック協会ヒアリング時提供資料

出典：千葉日報.「県内ニュース」. <https://www.chibanippo.co.jp/articles/1461824>

※ 6 セーフティドライバーズ千葉

- 千葉県は、毎年5月1日から10月31日までの6ヶ月間で無事故無違反を目指す。これにより飲酒運転も根絶するとともに交通安全意識を向上させる。協会会員は全チーム一般社団法人千葉県トラック協会が全額助成している。

半年間の無事故・無違反運動

トラックドライバーズ千葉

セーフティチャレンジ2026

参加チーム募集



運動の期間 2026年5月1日(金)～10月31日(土)までの半年間
募集期間 2026年3月1日(日)～4月30日(木)

- 無事故・無違反達成チームには「達成証」が贈られます。
- 一年以上、無事故・無違反の方には「SDカード」が贈られます。
- 無事故・無違反達成チームの方全員に「記念品」が贈られます。

チーム編成	参加費	お問い合わせ先
5人	1チーム4,000円 (会費は別途徴収)	(一社)千葉県トラック協会 電話043-239-5390

主催：一般社団法人 千葉県トラック協会

・協会員は全チーム全額助成しますので、参加費は不要となります。
 ・※欄は記入しないでください。

会社名	チーム所属企業名	
所属企業所在地	〒 - -	千葉県
所属支部	支店	担当名
		電話番号

ふりがな										
参加チーム名										

チーム

私は、運転記録証明書(1年)の交付申請手続き及び証明書受領に係る事務を前記代表者並びに所属する企業及び協会等の安全運転管理担当者へ委任します。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに、前記委任を受けた者が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについて同意します。

委任(同意)年月日 2026年 月 日

※整理番号	免許証番号 (両面に記入してください)	ふりがな 氏名(免許証の記載で記載)	印	生年月日 (例)45-12-31
1				
2				
3				
4				
5				

郵送先：〒261-0002 千葉県美浜区新港212-10
 (一社)千葉県トラック協会 交通対策部 宛

※必ず5名の印鑑を押印した原本を郵送してください。



千葉県トラック協会から送付の郵便物です。

出典：一般社団法人千葉県トラック協会 HP.「イベント情報」.

<https://www.cta.or.jp/event/safety-drivers/>

※ 7 飲酒運転 NO！ポスターを配布して会員事業者で継続掲示



ポスター下部に会員事業者が、飲酒運転根絶の為の目標や意気込みを記載できるように工夫している。

出典：一般社団法人千葉県トラック協会ヒアリング時提供資料

業種・団体概要

- 団体名：一般社団法人神奈川県トラック協会
- 業種：トラック

取組事例

- ・ 飲酒運転の根絶を図るため、飲酒運転に対する会員事業者及び運行管理者、ドライバーの意識改革等を促進するとともに、営業所等における飲酒運転防止対策の着実な実施を促進することを目的に、飲酒運転根絶に係る啓発物（三角柱POP）を配布。※1

※1 飲酒運転根絶に係る啓発物（三角柱POP）



出典：一般社団法人神奈川県トラック協会 HP.「トラック時報2025年10月」.

https://www.kta.or.jp/content/files/magazine/2025_10.pdf

業種・団体概要

- 団体名：公益社団法人青森県トラック協会
- 業種：トラック

取組事例

- 公益社団法人青森県トラック協会は、令和7年8月28日に事業用貨物自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、会員事業者と連携した取組強化を図るため、全従業員を対象とした「飲酒運転根絶誓約書」署名を実施。署名済みの誓約書署名簿は青森県警察本部に提出。※1

※1 飲酒運転根絶誓約書署名簿

令和7年 月 日			
飲酒運転根絶誓約書署名簿			
私たちは、生命の尊さと交通事故の悲惨さ、そして飲酒運転の危険性を深く認識し、交通事故のない安全で安心して暮らせる交通社会を確立するため、「飲酒運転追放三不運動」を実施し、飲酒運転を根絶することを誓います。 1. 飲んだら乗らない 2. 乗るなら飲まない 3. 乗るなら飲ませない			
事業所名		事業所従業員数	人
No.	氏名	No.	氏名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

※署名欄が足りない場合は、本用紙をコピーしてお使いください。

※1 出典：公益社団法人青森県トラック協会 HP.
 「「飲酒運転根絶誓約書」署名ご協力をお願い」

4. 支援団体事例

業種・事業概要

- 団体名：特定非営利活動法人 A S K 「アルコール問題全国市民協会（A S K）」
- ヒアリング対応者：2名
- 業種・事業概要：NPO法人

特定非営利活動法人 ASK の主な活動

特定非営利活動法人 ASK は、アルコールや薬物問題、その他の依存症関連問題の予防、啓発、回復支援に取り組んでいる。そして各依存症からの回復支援に焦点を当て、情報提供、人材育成、啓発活動を展開している。

飲酒運転防止の取組背景

- ・ 平成11年11月28日に発生した、飲酒運転のトラックが普通乗用車に衝突して起きた交通事故（東名高速飲酒運転事故）を契機に飲酒運転防止に本格的に取り組始めた。事故は大きく報道され、被害者遺族の活動もあり、危険運転致死傷罪の成立に大きく影響した。
- ・ かつては飲酒運転という事象は警察組織で対応する問題だと捉えていたが、平成11年11月の重大事故を契機としてアルコール依存症が関係しているという認識を持ち、特定非営利活動法人 A S K の領域として捉え、飲酒運転防止インストラクター養成講座の設立に繋がった。
- ・ 飲酒運転防止インストラクター養成講座は、内閣府や警察庁、国土交通省等の各省庁、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等の支援に支えられて完成した。

飲酒運転の背景にある「アルコール依存症」という病気について

- ・ アルコール飲料は一般に「嗜好品」とされているが、同時に「依存性のある薬物」というもう一つの側面がある。
- ・ 日々飲酒している人は、長い年月の間に、知らず知らずのうちにアルコールに依存していく（飲酒のコントロールを失っていく）可能性がある。習慣的に飲酒をしていれば、誰でもアルコール依存症になるリスクがある。年齢・性別・社会的立場には関係なく、意志の強さや性格の問題ではない。
- ・ 症状としては、飲酒のコントロールがきかない状態であり、これは意志が弱いからではなく病気の症状の為である。
- ・ 病気の為、専門の治療の場、回復を続けるための自助グループの援助が必要となる。

- 少なくとも約440万人のアルコール依存症者とその予備軍がいるといわれているが、社会の認識不足のため、そのほとんどが診断も治療も受けていない。医療対応の診療科としては内科と精神科になるが、精神科の領域であることも知られていない。
- 平成19年の国立病院機構久里浜医療センターと神奈川県警の調査では、免許取消処分者の中で飲酒運転検挙歴がある2,200人のおよそ4割にアルコール依存症の疑いがあるというデータが出ている。
- 常習の飲酒運転の背景には、「アルコール依存症」という病気が隠れている可能性が高い。

アルコール依存症者が飲酒運転をしてしまう理由

- アルコール依存症のドライバーは、飲酒のコントロールができない、アルコールへの耐性、強迫的な飲酒欲求、そして離脱時の不快な症状に苦しむため、生活が飲酒中心となり、問題が起きても飲酒をやめられない。
- アルコール依存症のドライバーは、体から酒が抜けてくると運転に集中できなくなることや、震えを止めるためにアルコールを補充する。
- 飲酒状態で運転がばれず、いわば負の成功体験が出来てしまうと、事故発生まで飲酒運転が露見しないことに繋がる。
- アルコール依存症を隠すことのリターン（職を維持し続けられる）が大きいことから、隠してしまう。

トラックドライバーが飲酒運転をしてしまう理由

- トラックという業態は交代要員がいない、あるいは少ないという運行上の問題があると考ええる。
- ドライバーがお酒と近くなりやすい要因として、時間に追われながらの業務特性や孤独な状況という「メンタル面」、手荷役等、体を使う労働である「フィジカル面」、長距離トラックドライバーは仕事場と生活環境の空間的線引きが難しいという実情の「物理面」がある。
- ドライバーの中には、不規則勤務（シフト）の中で手っ取り早く睡眠をとろうと寝酒（睡眠導入剤として）をしてしまうこともある。

職場でできるアルコール対策のポイント

1. 徹底した飲酒運転防止体制
 - 点呼の強化とアルコールチェッカーの導入、勤務前8時間の飲酒禁止、営業所内、行先地・宿泊地での飲酒規制等、徹底した飲酒運転防止体制の構築
2. 予防知識を広める

- アルコールの分解時間や多量飲酒が翌日の飲酒運転を招くこと等についての情報の発信。
3. 飲酒問題を見逃さない
 - 運行管理者・人事担当者・健康管理職・雇用者らが連携し、飲酒問題を見逃さないようにする。
 4. 本人に介入する
 - 関係者（運行管理者・人事担当者・雇用者・保健師や産業医等の健康管理職、家族）が連携し、情報を共有したうえで意思統一をはかる。
 5. 介入に向けて関係者の調整をする

アルコール依存症や飲酒過多を把握する方法

- スクリーニングテスト（AUDIT）を実施する。
- 健康診断結果の γ -GTPでの確認。ただし、アルコール依存症の場合でも7割は異常が出ない為、絶対ではない。
- 高血圧の方もアルコール依存症リスクがあるため、高血圧症状からのアプローチも有効である。
- 以上の内容はそれぞれが絶対ではないが、組み合わせて確認することも必要。

職場で早期発見するための判断基準

- 職場でアルコール依存症の兆候を早期に発見することは、飲酒運転防止および従業員の健康維持において極めて重要です。アルコール依存症は進行性の疾患であり、その進行に伴い現れる以下の兆候は、早期発見のための重要な手がかりとなります。

【酒臭】

- ☐ 二日酔いで出勤してくる
- ☐ 点呼時や乗務中に酒臭がする
- ☐ (酒臭を隠すため) 点呼のときにいつも後ろにいる
- ☐ 点呼直前にタバコを吸ったり、ガムをかんだりして酒臭を隠す
- ☐ 点呼時にアルコールが検知される

【欠勤】

- ☐ その日になって急に休み、シフトに穴を開ける
- ☐ 休み明けにしばしば休む
- ☐ 風邪や腹痛などで休む回数が他の人より多い
- ☐ 家族の病気や法事など、言い訳めいた欠勤がよくある
- ☐ 早々と有休を使いきってしまう
- ☐ 長期欠勤をする

【体調不全】

- ☐ 水を飲みに行ったり、トイレに行く回数が多い
- ☐ 休憩中に、具合悪そうに横になっている
- ☐ 顔色が悪く、むくみがある
- ☐ 下痢気味で、駐車するやいなやトイレに駆け込むことがある
- ☐ 健康診断で、肝機能の異常や高血圧などを指摘されている
- ☐ 出勤するが、調子が悪いと言って帰宅する

【ミスや事故】

- ☐ちょっとした物損事故（ガードレールや電柱にこするなど）を起こす
- ☐坂道でクラッチとアクセルの操作がスムーズにできない
- ☐人身事故を起こす

【勤務態度など】

- ☐なんとなくイライラしている
- ☐仕事への意欲にムラがある
- ☐注意をすると、言い訳したり、けんか腰になったりする
- ☐しつこく愚痴めいた話をし、同調を求める
- ☐「酒飲み」「酒に強い」「酒好き」「酒癖が悪い」などの評判が定着している
- ☐給料を前借したり、同僚から金を借りたりする
- ☐乗客や顧客から苦情がでる
- ☐職場で孤立する

出典：特定非営利活動法人 ASK HP.「飲酒運転防止」.

<https://www.ask.or.jp/article/496>

特定非営利活動法人 A S K が提供する飲酒運転防止対策

- 特定非営利活動法人 ASK では、事業者や団体の皆様が社会的責任を確実に果たせるよう、その対策を支援することを使命としています。この使命に基づき、多様なニーズに応える飲酒運転防止プログラムを開発・提供しています。

1. 飲酒運転防止インストラクター養成講座※1

- 厳罰化の社会規制確立だけでは、飲酒運転は防げない。飲酒運転の背景に、アルコールについての認識の欠如、飲酒習慣の問題等、モラルに訴えるだけでは解決できない複雑な要素がある。
- 飲酒運転防止対策として人材教育を行うことを目的として、『飲酒運転防止インストラクター』の養成を行っている。
- 特定非営利活動法人 A S K 認定の飲酒運転防止インストラクターは、現在 7, 073 人（令和 8 年 1 月 26 日現在）
 - 「飲酒運転防止インストラクター」の資格取得による効果としては、社内の教育担当者が専門的な知識と指導スキルを習得し、より効果的な飲酒運転防止教育を実施できるようになる。

2. 『職場の飲酒運転防止対策』をテーマとしたメールマガジンの無料配信

- 特定非営利活動法人 A S K ホームページより登録が可能。
- 【メールマガジン URL】 <https://www.ask.or.jp/mail-magazine/join>
 - ドライバーの安全意識向上や最新情報の入手が期待できる。

3. 管理者研修＜導入編＞

- 企業の現場長・助役・管理職・運行管理者・人事研修担当者・健康管理職等を対象にした、4～5時間の集中プログラム。管理者がアルコール問題について知り、問題を早期に発見し適切に対応することを目的とした研修。
 - 現場での予防啓発と指導や、問題の早期対応に役立つ内容の為、ドライバーの飲酒習慣を変えようという意欲を高めることが期待できる。

4. 管理者研修＜介入編＞

- 飲酒問題がある職員に対して、職場はどのように介入し、どういう道筋で回復につなげ、職場復帰を模索すれば良いのか。再発防止の方策や環境はどのように整えればよいのかをテーマとした研修。
 - 実際に問題が発生した際に、どのように適切に対応し、解決へと導くかという、実践的なスキルが身につくことが期待できる。

5. 飲酒運転防止研修 e ラーニング

- 飲酒運転に関する基礎知識からアルコールの1単位、セルフチェックなどの対策を網羅した内容の学習が可能。
- 15分程度受講したあと修了テスト実施。結果は記録され、管理者が受講状況を確認可能。
 - 場所と時間を選ばない効率的な研修実施により、ドライバーの意識向上と事故防止などが期待できる。

※1 飲酒運転防止インストラクター養成講座案内



ASK

飲酒運転防止 インストラクター 養成講座

2025年度
第18期生
350名募集!

企画・実施 特定非営利活動法人ASK
(アルコール薬物問題全国市民協会)

助成 (一社)日本損害保険協会(自賠責運用益拠出事業)

後援 内閣府/警察庁/法務省/国土交通省/厚生労働省
/文部科学省/(一財)全日本交通安全協会/(公社)
日本バス協会/(公社)全日本トラック協会/(一社)
全国ハイヤー・タクシー連合会/(一財)日本交通安
全教育普及協会/(一社)全日本指定自動車教習所協
会連合会/(一社)日本自動車工業会

協賛 東海電子(株)/中央自動車工業(株)/
(一財)主婦会館ブラザー

寄付 かなちゃん・ちかちゃん基金



飲酒運転防止対策に必要なのは
「アルコール教育」です!

飲酒運転によって懲戒処分される人々が後を絶ちません。その多くが、前夜の深酒による二日酔い運転、アルコールの処理時間などの知識不足によるもの。酒気帯びは「飲酒習慣」と深い関わりがあるのです。アルコール検知器は、酒の飲み方、やめ方までは教えてくれません。

ASKでは日本損害保険協会の助成を受け飲酒運転防止インストラクター養成講座を実施し、これまでに全国に6600人以上の「認定インストラクター」を養成してきました。日本全国の職場や地域の強いご要望に応え、今年度も「認定インストラクター」を養成する事業を実施します。

飲酒運転防止インストラクターとは?

職場や地域での対応を心得た上で、DVDを使った参加型研修を実施し、アルコールの基礎知識や節酒の方法を広める人。特定非営利活動法人ASKの認定です。

受講料は21,450円!

日本損害保険協会の助成と企業協賛により、自己負担21,450円で受講できます。
※受講料には、通信スクール教材一式・研修料・研修用DVD・活用マニュアルDVD及び冊子・認定書資料など全て含まれます。

応募資格

◆職場や教育機関・地域などで飲酒運転防止に取り組みたい方◆養成講座のプログラムを期限内に修了する意志のある方◆パソコンやDVDの操作ができる方

出典：特定非営利活動法人ASK ヒアリング時提供資料

その他

- これまで対応をしてきて、お酒をやめることでの成功体験例を知る機会がとて少ない印象がある。こういったことをトラックドライバー同士でも気軽に意見交換ができる場があると取組も広がる可能性があると考え。
- アルコール・インターロックは、アルコール検査時にアルコール濃度が検出された場合に車両のエンジンがかからないように物理的に阻止する。そのためドライバーが飲酒状態であることを自覚しながらも運転しようとする意図を、装置が強制的に断ち切ります。人間の意志だけに頼るのではなく、技術的な手段で運転を不可能にするため、確実性が高まります。そのため、飲酒運転防止には有効な手段と考える。

海外の事例

■ アメリカのカリフォルニアでの事例

- D U I (Driving Under the Influence) とは、アルコールや薬物の影響により、自動車を安全に運転できないレベルで運転、操作をする犯罪で、この犯罪専門の裁判所 (D U I コート) があり視察をした。
- 高額な罰金が払えない場合、高速道路の掃除、遺体安置所の掃除等のボランティア活動をするのが課せられる。
- 非常に重要なポイントとして、3ヶ月程の教育プログラムへの強制参加と治療が義務付けられる。日本には無い教育と治療という観点からのアプローチ。担当弁護士はこれにより減刑の司法取引をする。
- 特徴は、教育・治療 (D U I プログラム) を修了しないかぎり免許の再交付を受けられないシステムである。
- D U I プログラムは教育・グループワーク・個人カウンセリングからなり、ガイドラインに沿って州が認定した N P O が実施している。
- アメリカの飲酒運転再犯防止対策は、「処罰・制裁」と「教育・治療」の2つの側面で構成されている。
- 裁判終了後、裁判官・検察官・弁護士にインタビューをしたところ、全員各依存症の勉強は行っており知見があった。アメリカでは依存症の知見を持っていないと対処できないという認識がある。
- 各依存症の回復者が講習の講師を行うこともある。自身の体験ベースで講習を実施。
- 飲酒習慣を変え、自身の状況に気づいてもらうことを目的として、セルフケア・スクールを立ち上げている。セルフケア・スクールはかなり濃密な内容だが、これを事業者に向けた内容にしたものが、飲酒運転防止インストラクター養成講座である。
- アメリカでは、保護観察の手段としてアルコール・インターロックの設置が命じられることがある。

参考資料：分解時間のめやす電卓

- 飲酒量とアルコール度数等の条件を入力すると、「単位」「ドリンク」「分解時間のめやす」が表示される計算ツール「単位・ドリンク換算／分解時間のめやす電卓」が特定非営利活動法人ASKホームページから利用が可能。ヒアリング時に教育の際に活用可能とのアドバイスがあった。

The image shows a two-part interface for a calculator. The left part is the input screen, and the right part is the result screen, connected by a large blue arrow.

Input Screen (Left):

- Title:** 単位・ドリンク換算 分解時間のめやす電卓
- Instruction:** 以下を入力してください
- Section 1:** ●あなたの飲んだお酒の度数と量は？
※飲んだお酒のアルコール度数と量を入力し、数量を選択してください。
例) 度数：7% 量：500ml 数：2
※3値まで入力できます。
※数値の消去は手動で、もしくは下にあるリセットボタンで一括消去してください。
- Form 1:** アルコール度数: 7%, 量: 500 ml, 数: 2 (dropdown)
- Form 2:** アルコール度数: 5%, 量: 350 ml, 数: 1 (dropdown)
- Form 3:** アルコール度数: 15%, 量: 180 ml, 数: 1 (dropdown)
- Section 2:** ●あなたはどちらのグループ？
※当てはまるグループを選んでください。
※選択されていない場合はグループBとして計算します。
- Form 4:** ☒ A: 飲んでも顔が赤くならない男性
- Form 5:** ☐ B: 女性・65歳以上・飲むと顔が赤くなる男性
- Buttons:** 計算する, リセット

Result Screen (Right):

- Title:** 計算できました！
- Section 1:** ●あなたが摂取した純アルコール
91.6 g
- Section 2:** ●単位換算 (1単位=20g)
4.6 単位
- Section 3:** ●ドリンク換算 (1ドリンク=10g)
9.2 ドリンク
- Section 4:** ●アルコール分解時間のめやす
飲酒後 18.3 時間
- Text:** この時間内は運転しないようにしましょう。
- Footnote:** ※「単位」「ドリンク」の数字は小数点第2位で、「分解時間」の数字は小数点第1位で四捨五入しています。
※グループAは1単位の分解に4時間、グループBは1単位の分解に5時間、分解に時間がかかるとして計算しています。
※睡眠や体調によっても変化するのであくまで「めやす」としてください。
※「低リスク飲酒」のめやすは以下です。
グループA：1日に1単位 (2ドリンク)
グループB：1日に0.5単位 (1ドリンク)
ただし、休肝日を設けましょう
- Text:** 詳しくはこちらの動画をご覧ください。
▶YouTube「ASKによる解説【健康に配慮した飲酒に関するガイドライン】」
- Button:** 数値を変えて再計算

Annotations:

- A box on the left labeled "飲酒量やアルコール度数の条件を入力" has arrows pointing to the input forms.
- A box on the right labeled "「単位」「ドリンク」「分解時間のめやす」が表示" has an arrow pointing to the result section.

出典：特定非営利活動法人ASK HP.「分解時間のめやす電卓」.
<https://www.ask.or.jp/article/11420>

5. その他事例

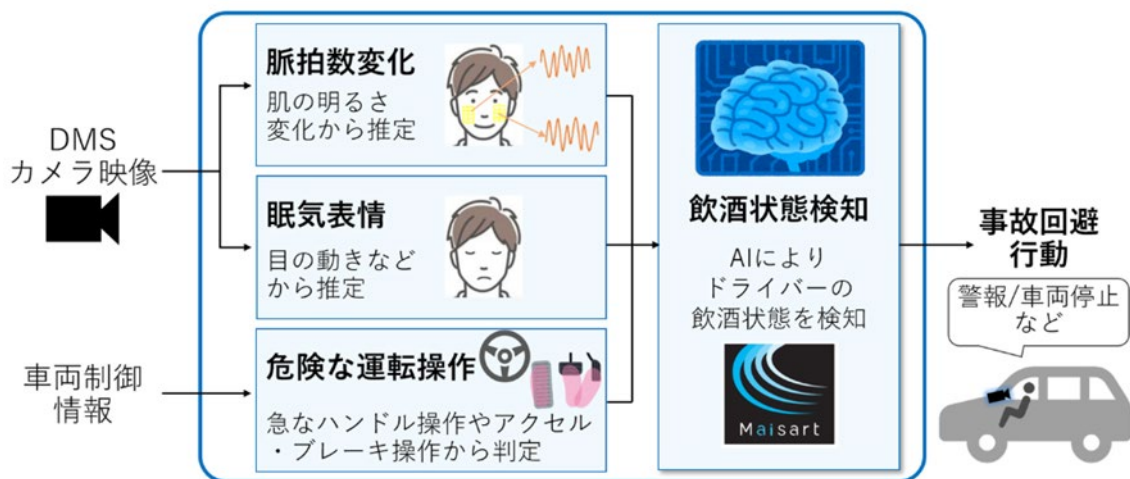
業種・団体概要

- 企業名：三菱電機株式会社

取組事例

- 三菱電機株式会社は、自動車ドライバーが飲酒しているかどうかを推定する人工知能（AI）技術を開発した。車内に設置したカメラで捉えたドライバーの目の動きや表情、非接触で測定した脈拍等から飲酒状況を判断。飲酒状態を検知した場合は自動でハザードランプを表示したり、車両停止といった操作も視野に入れて自動車メーカーとさらに技術を磨いていき、飲酒運転による交通事故の削減につなげる。同社は「技術の改良や評価検証を進め令和8年以降の実用化を目指す」としている。※1

※1 飲酒状態検知技術の全体像



出典：三菱電機株式会社 HP.「最新ニュース一覧_2025 年 12 月 16 日_RD No.2537」.

<https://www.mitsubishielectric.co.jp/ja/pr/2025/1216/>

出典：日本経済新聞社.「情報通信・ネット_2025 年 12 月 16 日 19:43」.

[https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC245C80U5A620C2000000/?msockid=2e451](https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC245C80U5A620C2000000/?msockid=2e451432dbd06a8a34c301d7da3a6b54)

432dbd06a8a34c301d7da3a6b54

業種・団体概要

- 取組主体：国土交通省 物流・自動車局 安全政策課
- 政策・仕事：運行管理高度化ワーキンググループ（旧：運行管理高度化検討会）
- 内容：認定を受けた自動点呼機器の紹介

認定を受けた業務前自動点呼機器一覧

認定番号	申請者・製作者	業務前自動点呼機器の名称（製品番号）	点呼の被実施場所	製品概要
JM25-001	株式会社NPシステム開発	AI点呼システム（TNK-NBSYS / TNK-DBSYS）	営業所又は車庫に限る。	- 音声認識による乗務員との対話記録 - 点呼内容のデータベース化
JM25-002	東海電子 株式会社	e点呼セルフ Typeロボケビ-	営業所又は車庫に限る。	- 音声対話型のロボット端末を用いて、乗務員が自ら点呼を行うセルフ方式 - アルコール検知器と連動し、飲酒有無を自動判定 - カメラによる本人確認機能 - 乗務員の点呼記録を電子化し、法令に基づく保存・検索が可能 - 運行計画や実績の管理、車両稼働状況の把握
JM25-003	株式会社アネストシステム	Business Support System(BSS)：業務前後自動点呼機能	営業所又は車庫に限る。	- タブレット端末による音声・映像を用いた点呼 - アルコール検知器との連動による飲酒有無の確認 - カメラによる本人確認機能 - 音声案内とロボット操作による簡単点呼 - 静脈認証による本人確認
JM25-004	株式会社ウイズ	タブレット自動点呼「kenco(ケンコ)」	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	- アルコール測定と同時に測温 - 運用に合わせた点呼方法の選択が可能 - シフトで操作がしやすい画面構成
JM25-005	中央矢崎サービス株式会社	自動点呼システム「SAN点呼」TH-01	営業所又は車庫に限る。	- 音声認識による乗務員との対話記録 - 点呼内容のデータベース化 - モバイル端末による点呼実施
JM25-006	サンコーテック株式会社	ALCFaceAir	営業所又は車庫に限る。	タブレット使用した、点呼をデジタル化するシステム
JM25-007	株式会社NPシステム開発	AI点呼システム（TNK-NBSYS / TNK-DBSYS） モバイル点呼システム（MLC-MATSYSSP）	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	- 点呼をロボットが支援 - 点呼記録簿の自動作成 - 点呼結果のリアルタイム通知
JM25-008	株式会社マープル	Fine Tenko Manager (Station/Mobile)	営業所又は車庫に限る。	運行管理者による乗務員への点呼をパソコン上で実施・記録
JM25-009	株式会社ナブアアシスト	点呼 + ロボット版 Kebbi (NRTAP200K)	営業所又は車庫に限る。	- クラウド型運行管理システムと点呼システム - 点呼結果を一元管理
JM25-010	株式会社ナブアアシスト	点呼 + デスクトップ版 (NDKAP200J)	営業所又は車庫に限る。	- 指静脈認証による生体認証機能 - 乗務員が自ら点呼を行い、結果を自動記録
JM25-011	矢崎エナジーシステム株式会社	ESTRA-Web2	営業所又は車庫に限る。	- クラウド型点呼システム - 点呼記録が可能
JM25-012	株式会社N C E	遠隔点呼くん+セルフ (SRMCALL00-01)	営業所又は車庫に限る。	- 音声によるリアルタイム遠隔点呼 - サーモカメラを使用した本人認証機能
JM25-013	株式会社コア関西カンパニー	Cagou IT点呼	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	タクシ-事業者向けクラウド型点呼システム
JM25-014	株式会社デジタルロジスティクス	SASUKE AR	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	乗務前点呼の自動化
JM26-015	株式会社電脳交通	電脳点呼	営業所又は車庫に限る。	- 点呼・アルコールチェック - 日報作成をアプリで対応
JM26-016	newmo株式会社	newmo 点呼	営業所又は車庫に限る。	顔認証による本人確認
JM26-017	GOドライブ株式会社	GO運転管理	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	タブレット、スマホを利用
JM26-018	N B C情報システム株式会社	ノンドラン	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	

認定を受けた業務後自動点呼機器一覧 1 / 2

認定番号	申請者・制作者	業務後自動点呼機器の名称 (製品番号)	点呼の据置場所	製品概要
JG22-001	株式会社ナブアサント	点呼 + ロボット版 unibo (NRTAP200U)	営業所又は車庫に限る。	・点呼記録簿の自動作成 ・顔写真をエクスポートして保存 ・点呼結果のリアルタイム通知
JG23-001	株式会社NPシステム開発	AI 点呼システム (TNK-NASYS / TNK-DASYS)	営業所又は車庫に限る。	・音声認識による乗務員との対話記録 ・点呼内容のデータベース化 ・モバイル端末による点呼実施
JG23-002	株式会社ナブアサント	点呼 + デスクトップ版 (NDKAP200J)	営業所又は車庫に限る。	・運行管理者による乗務員への点呼をパソコン上で実施・記録
JG23-003	株式会社アネストシステム	BusinessSupportSystem(BSS) : 自動点呼機能	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・乗務員の点呼記録を電子化し、法令に基づき保存・検索が可能 ・運行計画や乗務の管理、車両稼働状況の把握
JG23-004	株式会社ウイズ	タブレット自動点呼 [kenca(ケンコ)]	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・タブレット端末による音声・映像を用いた点呼 ・アルコール検知器との連動による飲酒有無の確認 ・カメラによる本人確認機能
JG23-005	株式会社ナブアサント	点呼 + ロボット版 Kabbii (NRTAP200K)	営業所又は車庫に限る。	・点呼をロボットが支援 ・点呼記録簿の自動作成
JG23-006	東海電子株式会社	e点呼セルフ Typeロボゲー	営業所又は車庫に限る。	・音声対話型のロボット端末を用いて、乗務員が自ら点呼を行うセルフ方式 ・アルコール検知器と連動し、飲酒有無を自動判定 ・カメラによる本人確認機能
JG23-007	中央央崎カービス株式会社	自動点呼システム[SA]点呼ITH-01	営業所又は車庫に限る。	・音声案内ロボット操作による簡単点呼 ・音声認識による本人確認
JG24-008	株式会社コア関西カンパニー	Cagou IT 点呼	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・タブレット型点呼システム ・点呼記録が可能
JG24-009	Lark Japan 株式会社	Lark 自動点呼	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・遠隔点呼と自動点呼の両方に対応 ・点呼データの管理
JG24-010	株式会社NCE	遠隔点呼くん + セルフ (SRMCALL0001)	営業所又は車庫に限る。	・指針確認による生体認証機能 ・乗務員が自ら点呼を行い、結果を自動記録
JG24-012	株式会社マーブル	Fine Tenko Manager	営業所又は車庫に限る。	・タブレットを使用した、点呼をデジタル化するシステム
JG24-013	GO株式会社	GOドライブー	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・点呼・アルコールチェック ・日報作成をアプリで対応
JG24-014	矢崎エンジニアリング株式会社	ESTRA-Web2	営業所又は車庫に限る。	・タブレット型運行管理システムと点呼システム ・点呼結果を一元管理
JG25-015	NBC情報システム株式会社	ノドラン	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・顔認証による本人確認 ・タブレット、スマホを利用
JG25-016	株式会社デジタルロジクス	SASUKE AR	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・音声によるリアルタイム遠隔点呼 ・サーモカメラを使用した本人認証機能
JG25-017	株式会社電脳交通	電脳点呼	営業所又は車庫に限る。	・タクシー事業者向けタブレット型点呼システム
JG25-018	株式会社NPシステム開発	AI 点呼システム(TNK-NASYS / TNK-DASYS) モバイル点呼システム(SP-MLC-MTSYSSP)	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・音声認識による乗務員との対話記録 ・点呼内容のデータベース化 ・モバイル端末による点呼実施
JG25-019	GOドライブ株式会社	GO 運転管理	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・点呼・アルコールチェック ・日報作成をアプリで対応
JG25-020	newmo 株式会社	newmo点呼	営業所又は車庫に限る。	・乗務員点呼の自動化

認定を受けた業務後自動点呼機器一覧 2 / 2

認定番号	申請者・製作者	業務後自動点呼機器の名称（製品番号）	点呼の概要・実施場所	製品概要
JG25-021	サンコーテクノ株式会社	ALCFaceAir	営業所又は車庫に限る。	・アルコール測定と同時に測温 ・運用に合わせた点呼方法の選択が可能 ・シンプルで操作がしやすい画面構成
JG25-022	テレニシ株式会社	IT点呼キーパー（ITK-CSM-V3）	営業所又は車庫に限る。	・業務後自動点呼 ・アルコール検知時の映像・音声も自動記録・保存 ・生体認証（顔認証）による本人確認
JG25-023	GO株式会社	GO点呼	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・点呼業務の自動化 ・モバイル端末による点呼実施
JG26-024	株式会社コア関西カンパニー	Cagou IT点呼 Custom	事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所含む	・多様な事業形態や運用スタイルへの対応が可能 ・法令に完全準拠した安心設計

出典：国土交通省HP「運行管理高度化ワーキンググループ」https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

出典：株式会社NPシステム開発HP「AI点呼システム」<https://www.npsystem.co.jp/newproducts/in-vehicle/>

出典：東海電子 株式会社HP「ニューズリリース」<https://www.tokai-denshi.co.jp/topics/detail/475>

出典：株式会社アネストシステムHP「Business Support System(BSS)」<https://bss-cloud.info/bss-cloud/>

出典：株式会社ウイズHP「タブレット自動点呼「kenco(ケンコ)」」<https://www.wiznet.co.jp/kenco/>

出典：サンコーテクノ株式会社HP「お知らせ」<https://st-alc.com/news/2026/95040/>

出典：株式会社マープルHP「製品」<https://www.marble-corp.co.jp/products/case07.html>

出典：株式会社ナブアジストHP「点呼 + （プラス） ロボット版」https://www.nav-assist.co.jp/tenko_plus_robot/

出典：株式会社ナブアジストHP「点呼 + 」https://www.nav-assist.co.jp/products/unity/tenko_plus/

出典：矢崎エナジーシステム株式会社HP「製品情報」<https://www.yazaki-group.com/keiso/products/estra-web2/index.html>

出典：株式会社NCE HP「遠隔点呼くん + セルフ」<https://nce.co.jp/service/product/enkakutenko/>

出典：株式会社コア関西カンパニー「サービス」<https://www.core.co.jp/service/industrial/iot/cagou-alc>

出典：株式会社デジタルロジステイクスHP「業務前・業務後自動点呼システム」<https://digilogi.co.jp/product/sasuke-ar/>

出典：株式会社電脳交通HP「サービス」<https://cybertransporters.com/denno-tenko>

出典：newmo株式会社HP「プレスリリース」<https://primes.jp/main/html/rd/p/0000000046.000137033.html>

出典：GOドライブ株式会社HP「GO運転管理」<https://go-drive-management.com/>

出典：Lark Japan 株式会社HP「Lark自動点呼」<https://www.larksuite.com/lp/jp/mobility>

出典：NBC情報システム株式会社HP「サービス・ソリューション紹介」<https://www.nbcs.co.jp/solution/private/pickup/nondrun/>

出典：テレニシ株式会社HP「IT点呼キーパー」<https://www.tele-nishi.co.jp/biz/ttenko/>

セミナー概要

- セミナー名：「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」
- 主催：国土交通省 物流・自動車局安全政策課
- 開催日時：令和8年2月3日（火）13：15～16：30
- 開催形式：対面（会場）及びWEB開催
- 講演テーマ：「健康起因事故及び飲酒運転の防止に係わる国土交通省の取組」
- 発表：国土交通省 物流・自動車局安全政策課

事業用自動車による飲酒運転事故件数の現状

- ・ 事業用自動車による令和6年の飲酒事故発生件数は37件で、その内35件がトラックにおける事故。
- ・ 事業用自動車による令和6年の飲酒運転事故発生の状況について、7件の点呼未実施が確認された。
- ・ 飲酒のタイミングとして、休憩中9件※1、運転中5件、休憩中2件※2、待機中1件が確認された。

※1 休憩中：勤務と次の勤務の間に与えられる、労働から完全に解放される時間

※2 休憩中：勤務時間の途中に与えられる、労働から解放され、自由に利用できる時間

事業用自動車による過去の飲酒運転事例の3つの傾向

- ・ 点呼前に飲酒していたものの点呼が実施されなかった場合
- ・ 点呼前に飲酒しており点呼が実施されたものの酒気帯び状態が見逃された場合
- ・ 点呼後にドライバーが飲酒した場合

取組事例

- ・ 「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定し、重点施策の1つとして「2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶」を掲げている。これは、飲酒運転事故件数が近年下げ止まっている状況への対応。
- ・ 他事業者でも飲酒運転防止取組を実施する際の参考とすることを目的として、事業者による優良取組事例を運送業界内に横展開を実施した。

- 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」において、「アルコール依存症に関する基礎知識」、「飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例」、「治療法等の医学的知見」と「事業者独自の取組事例」に関する記載を拡充した。
- 飲酒運転防止に対する意識の向上を図ることを目的として、飲酒運転防止に係わる法令上の遵守事項や飲酒運転事例等について記載したリーフレットの作成と配布を実施している。
- メールマガジンの配信。事故防止の取組への活用を目的として、国土交通省で収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものを情報提供している。登録者数は2万人を突破。

➤ 【メールマガジン URL】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/mailmagazine.html>

出典：国土交通省 物流・自動車局安全政策課、「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」

